

庁舎建設に係る調査特別委員会の調査結果

I、はじめに (p2)

II 当委員会調査の端緒^{たんじよ} (議決機関と執行機関の関係)「地方自治法」 (p2)

III、調査すべき事柄 (p4)

1. 基本計画作成後、なぜ町長は議決に従わず早急に建設等報償及び庁舎設計委託に及んだのか。(p4)
2. 町が庁舎の基本構想を全国公募とした理由は何か? (p4)
3. 平成 27 年 6 月 12 日、一者のみによる入札と応札が行われた。(p5)
4. 環境システム研究所と一者入札の関係に関する実態 (p8)
5. 只見町役場庁舎建設設計の契約(変更)を結ばなかったことについて (p11)
6. 甲・乙 2 回目の業務契約にあたり、その経費を無償で契約したことについて。(p12)
7. 二度目 (2月12日)の入札が不調であった理由 (p13)

IV、総括 (p14)

庁舎建設に係る調査特別委員会の調査結果

I、はじめに

平成22年5月、公共施設再配置調査特別委員会が設置され、役場庁舎を含む公共施設の再配置について種々検討されたが、庁舎についてはとりあえず危険な庁舎から既存の施設へ暫定移転することになった。(本会議議決)

ここまでに至るには、現役場庁舎が幾多の地震により受けたダメージ他、構造上の問題、さらには老朽化により耐震基準を満たさない構造物となり、新しい庁舎建設を検討せざるを得なくなった背景がある。これらの経過を踏まえ、当委員会は、その後進められてきた庁舎建設に係る事務・事業について調査検証を進めた。

調査課題となった事案は、平成24年3月、庁舎機能の暫定移転の議決から始まり、その後の庁舎建設実行予算の議決、設計と施工の問題・入札や契約の問題、不落・不調の問題などである。それらの問題が起きた根本的な原因を探るためには、地方自治法上の「執行機関と議決機関」の関係における基本的な原則を踏まえ、検証していくことが必要になる。このため、当該調査案件の詳細に至る前に、まず、この委員会の重要な立ち位置を以下に述べておきたい。

我が国は立憲主義をとっている。議決機関や執行機関は地方自治法で「定義」され、その「権能」もまた自治法に明記されている。執行機関も議決機関も、その権能は「公法」である地方自治法等が支配している。自治体の事務は「公法」を持って支配され、「私法」である民法や商法とは次元が違う。つまるところ、執行機関の権力の行使は「公法」の支配を受けなければならない前提にあった。(市町村財政事務提要：県地方課・県市町村振興協会)

II、当委員会調査の端緒（議決機関と執行機関の関係）「地方自治法」

平成23年度に庁舎建築基本構想（7,100千円）議決され、構想作成は環境システム研究所が受託することになる。当時、庁舎建築基本構想は、将来建築が見込まれる新しい庁舎のための計画であり、早急な実施設計を企図した基本構想ではなかった。

しかし、執行機関は平成24年度7月補正予算「庁舎基本設計等報償費（2,680千円）費用弁償（850千円）庁舎基本設計委託料（26,200千円）の実行予算を提案した。予算案は本会議に上程され議決された。

これは先の「公共施設再配置特別委員会報告」議決に従わない当局の予算提案であった。提案は地方自治法に規定する（自治法第三百三十八条の二）執行機関の義務を果たさない歪んだものとなった。その後、この予算に基づく事務事業から、平成27年度の庁舎関連予算の執行に係る事務や手続きにおいても、法的な合理性を欠いた行政執行となり今日に至った。これらの法的合理性の有無については、以下の「調査すべき事柄」で明らかにしていく。以上が当委員会調査に係る端緒である。

注) 具体的事例

「自治法第三百三十八条の二」に関する首長の不適切な答弁があった。

「7/17 全員協議会議事録 P26～27 大塚・新国」「7/20 本会議 山岸」に対する町長答弁にある。これは議決を執行機関が覆す答弁であった。

地方自治法（抜粋）

資料 1 自治法関係

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。（一から十五及び二まで）

- 一 条例を設け又は改廃すること。
- 二 予算を定めること。
- 三 決算を認定すること。
- 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- 七 不動産を信託すること。
- 八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

執行機関の責任

第三百十八条の二 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

Ⅲ、調査すべき事柄

1、基本計画作成後、なぜ町長は議決に従わず早急に建設等報償及び庁舎設計委託に及んだのか。

当時の議事録から町長答弁を見ると、「議決によらず町長の意向（本旨）と判断で」とあり、町長は庁舎建設を急ぐあまり、議決に従う意思はなかったことが議事録で明らかになっている。そのことが首長と議会の関係を歪めたことは前段で述べた。執行機関は議決に従う責務を負っている。（根拠：自治法第百三十八条の二）

2、町が庁舎の基本構想を全国公募とした理由は何か？（関連経費は以下の表に記載）

公募すると設計者と建設業者は別になる。メリットとして設計者の創造性が活かされる。そのため、当局は基本設計で求めたシティホールとしての5つの機能を、より秀逸なものにできると考えた。その後、基本計画の骨子が根本的に変えられ、庁舎はシティホールではなくオアシス機能のみを持たせることになった。

この間の変遷について当局は、「プロポーザル方式は適切であったが、議会（住民）や業者との議論が不足していた。」と述べた。しかし、全国公募すれば良い作品に恵まれるが建設費が増大することは珍しくない。当局と庁舎建設支援業者の落札見込は外れた。庁舎の設計や構造の問題、さらには只見の地域特性における課題、工期や構造そして鋼材まで、見込とは異なるものとなった。結果、当局は実勢価格とかけ離れた落札価格を設定し、入札は不落となった。（一者入札が落札価格に影響したかどうかは不明である。）

注)有限会社アーキプロの設計書は、全員協議会において、議員各位から只見の地域特性にそぐわないという意見も多数あった。

全員協議会は各位の意見調整の場であると共に、調整できない意見もある。協議会は議決をもたらさない。従って正式な議会意思を決定する手段として、議会制度は議決という手続きを用意している。

議会だより NO 1 39号から転載	事業費	現計上事業費（千円）
平成 23 年度	基本計画策定業務委託料	7,100
平成 24 年度	庁舎建設等報償費	2,680
平成 24 年度	それに係る費用弁償	850
平成 24 年度	庁舎建設等委託料	6,140
平成 25 年度	庁舎及び地区センタープロポーザル事務局 及び設計コーディネート委託業務委託業務	6,174
平成 25～26 年度	基本設計支援等委託業務	13,530
平成 25～26 年度	基本設計委託業務	20,010
平成 26 年度	建築実施設計支援委託業務	5,480
平成 26 年度	建築実施設計委託業務	54,910
平成 25～26 年度	庁舎建築費（本体・電気・一部外構工事）	1,400,000
平成 25～26 年度	建築監理委託業務	25,000

3、平成27年6月12日、一者のみによる入札と応札が行われた。

原田鎮郎氏の答弁（H27/8/31 全協議事録 P23：当局の説明要す）にある通り、「緊張感のない、競争原理のない数字が入った可能性」を排除できないため、関係法令の理念に反している。更に原田氏は、こうした不適切な手続きを指摘した上で、一者入札実施を判断した者は「町当局」であると説明している。町の判断は、競争入札の原理を損なう入札を行ったものであり、極めて不適切な判断と入札であった。また、入札説明会の折には環境システム研究所職員（安藤氏）も説明に参加している。（現場説明会の際の復命書による。）

売買・請負契約などにおいて最も有利な条件を示す者と契約を締結するために複数の契約希望者に内容や入札金額を書いた文書を提出させて、内容や金額から契約者を決める方法を会計法が定めており、（または地方自治法第234条第2項）これが競争入札の理念である。「一者のみ入札」はこの地方自治体が行う「入札・契約行為」の理念と相反する。そのため、福島県などは「工事等競争入札心得」において、一社入札の場合「入札を取りやめる（同心得第22条2）」としている。

公共工事の入札及び契約の促進に関する法律（第3条）においても「入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が図られる」ことを担保している。また、この規程による外は随意契約の手法のみである。

入札の理念に沿わず、公正な入札を担保できない状態での「一者のみ入札」は不適切である。応札者が一者のみと分かった時（H27年5月18日以前）、この入札は不適切であるので、町長は入札を取りやめる措置をとるべきだった。

具体的事実

町は5者を選定し特定建設工事共同企業体の結成について通知し、関係書類の提出方を通知した。しかし、町が指定した期限内に関係書類を提出した者は一者のみであった。この結果、締め切りを迎えた時点で庁舎建設工事入札に参加できるものはその一者となった。他の四者は工事入札参加しないこととなった。

参考

以下に、会計法・公共工事の入札及び契約の促進に関する法律の理念が働かない期間を特定した。

業者への通知	平成27年5月1日
業者の辞退届	4者は提出期限前に提出
提出期限：	同 5月18日12時
現場説明会：	同 5月20日
入札日：	同 6月16日

22日以上に渡り一者のみが応札するという不適切な時期が経過した。

注1) 国および地方公共団体の契約は原則として一般競争入札によらなければならない（会計法第29条の3第1項、地方自治法第234条第2項）。指名競争入札及び随意契約は法に定められた場合のみ行うことが出来る（会計法第29条の

資料2 自治法関係
会計法関係
公共工事の入札及び契
約に関する法律

3 第3項、第4項及び第5項、地方自治法施行令第167条、第167条の2)。競争入札では、予定価格内最廉価格の入札を落札としなければならない(会計法第29条の6)。尚、競争入札を行なっても落札しない場合等は随意契約に移行することができる(予算決算及び会計令第99条の2、第99条の3、地方公共団体は地方自治法施行令第167の2第8号)。正しく運用すれば、予算の無駄が無く、極めて公平かつ透明な制度となる。

(会計法 第29条の3第1項、)

第二十九条の三

契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

○2 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。

○3 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第一項の競争に付する必要がない場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。

○4 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

○5 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

地方自治法：第二百三十四条

売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札(以下この条において「競争入札」という。)に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金(政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。)は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。

る。

普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。

競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

公共工事の入札及び契約の促進に関する法律（抜粋）

第四章

適正な金額での契約の締結等のための措置

（入札金額の内訳の提出）

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならない。

（各省各庁の長等の責務）

第十三条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

4、環境システム研究所と一者入札の関係に関する実態

同研究所は、その只見町と交わした委託契約書中、業務委託仕様書で5項目の業務を受託している。中でも③には「工期・工法や入札方法の検討を行う」としており、これによれば町が不適切な入札を行う前に、その行為を制止させる契約上の義務があったと言える。

一者入札の不適について、原田氏自ら全員協議会（H27/8/31）で法の理念を語っておきながら、入札が強行されたことについて委員会は理解できない。

同社は平成27年5月20日、一者入札現場説明会に立ち合い何ら疑義を申し立てなかった。これは不適切であり、支援業務受託者として責任を果たしたか否か疑問である。このことから、同研究所に対する委託業務竣工の認定は不適切であった。

平成27年5月20日、庁舎建築工事にかかる現場説明会において環境システム研究所の安藤氏関わっているが、一者入札について疑義を述べた記録はない。（当局資料による。）説明会参加事業者は一者のみ。

疑問（当局はこのアドバイスについて承知していないと答弁）

原田氏が適切なアドバイスをしたとすれば、入札強行の判断を下したものはだれか？

原田氏は「実施するかどうか決めたのは町だ。それでも我々は整理するという…アドバイスした。」と言っている。どちらかが虚偽である。（H27/8/31 全協議事録 P23：当局の資料）

これについては、平成28年8月10日の当委員会で当局は「町が決定した」と答弁した。

注2）本契約：平成26年8月18日 変更契約：平成27年3月31日

契約期間：平成26年8月18日から平成27年6月30日まで

甲：只見町長 乙：株式会社 環境システム研究所 業務の内容は別紙仕様書による。

契約金額 25.4.1 当初契約金 24,780 千円（内只見地区センター分 7,400 千円） 変更契約：契約期間の延長 金額は伴わない。

注3）契約の履行の確保） 確認作業の成否は契約担当職員の責任にも及ぶ

（監督又は検査）

資料3 自治法関係

第二百三十四条の二 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属す

るものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

(職員の賠償責任)

第二百四十三条の二 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、また同様とする。

一 支出負担行為

二 第二百三十二条の四第一項の命令又は同条第二項の確認

三 支出又は支払

四 第二百三十四条の二第一項の監督又は検査

2 前項の場合において、その損害が二人以上の職員の行為によつて生じたものであるときは、当該職員は、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害の発生の原因となつた程度に応じて賠償の責めに任ずるものとする。

3 普通地方公共団体の長は、第一項の職員が同項に規定する行為によつて当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。

4 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟について、賠償の命令を命ずる判決が確定した場合には、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から六十日以内の日を期限として、賠償を命じなければならない。この場合においては、前項の規定による監査委員の監査及び決定を求めることを要しない。

5 前項の規定により賠償を命じた場合において、当該判決が確定した日から六十日以内に当該賠償の命令に係る損害賠償金が支払われないときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。

6 前項の訴訟の提起については、第九十六条第一項第十二号の規定にかかわらず、当該普通地方公共団体の議会の議決を要しない。

7 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟の判決に従いなされた賠償の命令について取消訴訟が提起されているときは、裁判所は、当該取消訴訟の判決が確定するまで、当該賠償の命令に係る損害賠償の請求を目的とする訴訟の訴訟手続を中止しなければならない。

8 第三項の規定により監査委員が賠償責任があると決定した場合において、普通地方公共団体の長は、当該職員からなされた当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであることの証明を相当と認めるときは、議会の同意を得て、

賠償責任の全部又は一部を免除することができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見を付けて議会に付議しなければならない。

9 第三項の規定による決定又は前項後段の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

10 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟の判決に従い第三項の規定による処分がなされた場合においては、当該処分については、審査請求をすることができない。

11 普通地方公共団体の長は、第三項の規定による処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

12 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

13 第一項の規定によつて損害を賠償しなければならない場合においては、同項の職員の賠償責任については、賠償責任に関する民法の規定は、これを適用しない。

5、只見町役場庁舎建設設計の契約(変更)を結ばなかったことについて

アーキプロによる実施設計及び環境システム研究所の支援業務契約終了後(平成27年6月30日以後)も委託業務関連作業が続いていたことは、町が行った委託業務の完了確認(「委託業務竣工」・「完了確認」・「委託料の満額支払」と矛盾している。この矛盾は、当初の委託業務が完了していない実態であることを意味する。

「一つの委託業務の完結後、同一業務を続けさせることはない。また、平成27年6月30日以後の契約は変更契約ではなく新規の契約に当たる。」H28/8/25 県総務部入札管理課

甲・乙は契約を交わさず予算もなく、その後の業務を行った。

国、地方自治体は「文書主義」をとっている。当然、只見町の行政事務も文書主義で行われ、「只見町文書事務取扱規程」には「第3条 事務を処理するに当たっては、緊急を要する場合のほか、文書をもって行わなければならない」と謳っている。委託業務の契約は文書を持って行わなければならない。これがなかったことは文書主義とは違うものであり只見町文書管理規定に違反している。訓令違反である。

疑義の確認

口頭でも協議の整ったものは当然、合理性があります。…法的なところも、我々はいろいろ裏打ちもとっている。…議会が求めるので文書化したが、問題ないと判断している。

(平成27年12月会議：一般質問 総合政策課長答弁)

この根拠は文書主義を覆すのか？何を根拠の答弁か？

平成28年8月10日委員会に置いて、この答弁は福島県町村(振興)会の見解としたが、何を根拠の町村(振興)会見解か不明であり立証できなかった。一方、福島県町村振興会と福島県地方課の共著による市町村財務事務提要では、公法において文書を取り交わさず契約することは規程外としている。各自自治体は訓令による文書管理規定を持つ。

注3) 文書主義：古来、行政府が採ってきた考え方で、只見町も文書主義を採用している。参考) 公文書の管理に関する法律 只見町例規集

注4) 設計変更にあたるかどうか？吉松氏の設計変更に対する見解

平成27年11月19日 全員協議会議事録P19/11行目

：吉松氏は「ただ実際には積算もし直しましたし構造計算も一からやり直しましたので、変更にあたるであろうと思っている。」でも「…町は予算もない」と「言っているから…」

訓令とは何か？(どのような効力か)

地方自治法154条

普通地方公共団体の長は、その補助機関たる職員を指揮監督する。とある。

「只見町文書事務取扱規程」は訓令であり職務命令の伝達手段の一つで、これに違反した場合。職務命令違反となる。

6、只見町・有限会社アーキプロ・環境システム研究所との2回目の業務契約にあたり、その経費を無償で契約したことについて。

二回目の契約書（平成27年9月2日）は、委託料の額について最初の契約による「実施設計業務委託料の範囲」としているため、実質的に一回目の契約を継続した実態にある。

また、二回目の契約において委託料は無償である。金銭の伴わない便宜や利益の供与は社会通念上、その契約に適切を欠く事態を想起させかねない。

現段階での調査確認では業務委託料が無償という契約事例はない。

（28/8/25 県入札管理課）

ここまでの庁舎建設関連事業の混乱について、議会は町長に是正するよう「新庁舎建設に関する申し入れ（H27.9.29 議会発第177号）」を行ったが、申し入れの具体的な打開策がないまま年度末を迎えた。

環境システム研究所が行う全ての業務と町の間には、現在進行中の業務もあるから、これらの推移も注視していかなければならない。

注) 只見地区振興センター業務支援委託

注) 地方自治体の契約は、私法によって規律されるが、その本質上公益を目的としている。

公益目的遂行のために一定の規律・形式が必要になる。この規律形式を規定するものが以下である。

・地方自治法及び同施行令 ・地方公営企業法 ・政府支払いの遅延防止等に関する法律

・建設業法 ・議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

・財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例…など

契約の効力発生において、これらは訓令によるものである。（市町村財務事務提要 P358）

これに違反した場合の契約担当職員は訓令違反の責任を問われる。地方公共団体に損害を与えたときはこれによって生じた損害を賠償する賠償責任がある。（自治法第243条2）

7、二度目（2月12日）の入札が不調であった理由

二度目の入札においては、応札対象となる業者が鉄骨の組み立て作業技術者を確保できなかった事実が明らかになった。（当局、繰り返し答弁）

ただ、結果として不調に終わったが、不調にならず落札されたとしても只見町議会全員協議会において、このような手法や経過で進められた落札結果は認められないという意見が多数あった。執行機関としては議会全員協議会で相談してきたと言うが、全員協議会は議会意思を決定する場ではない。つまり、議会との意思疎通は円滑なものではなかった。

IV、総括

当委員会はその目的達成のために種々の調査をしてきた。その過程においては、執行機関や委託事務事業者の事務・事業にかかる努力も理解できないわけではない。しかし、議会は、「議決」と「議決した案件」の成果を評価（決算認定）するしか権限を持たない。また、地方自治法において決算の認定は議会の大権としている。（法第1章）

従って、議会の大権である「決算を認定する権限（自治法第九十六条）」を越える総括や表現については委員会の権限外とした。

調査は、平成24年3月15日、役場庁舎暫定移転の議決以降、これまでの執行機関の事務が、地方自治法第百三十八条の二に定める執行機関の義務を誠実に執行したかどうか。これを調査することに尽きるものとする。

調査した課題の中には、地方自治体の「議決機関」や「執行機関」の意義・定義に関わる調査案件もあり、自治体の根本を問う課題もあった。冒頭に記述した通りである。また、庁舎設計にあたり設計を全国公募したり、設計者と発注者の間に支援委託業務があることにはメリットだけでなくデメリットもあることにも目を向けるべきだった。

役場庁舎建設に係る事務の執行及び予算管理は、地方自治法や地方財政法、これら法律から派生している市町村事務提要・町財務規則等を参照しながら検証すると、不適切な事務事業が執行されたと判断せざるを得ない。

例を挙げれば、年間の町民税に相当する規模の委託料が、その目的を達成できないまま支払われ、14億円に上る庁舎建設費が執行されないで年度末に予算から減額されるなど、地方自治法や地方財政法の理念には遠いところで行政執行された。それは結果として成果の伴わない予算支出を産み出すことになり、貴重な町費を無益に失うことになった。その額はおよそ1億2千万円に上る。

庁舎建設に係る予算の執行や事務事業は、地方自治法第百三十八条二に規定する法の理念を十分達成できず、法の支配を逸脱したと言わざるを得ない。

第百三十八条二

普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

入札による原則

国および地方公共団体が行う契約は入札によることが原則であり(会計法第29条の3第1項、地方自治法第234条第2項)、随意契約は法令の規定によって認められた場合にのみ行うことが出来る。随意契約によろうとする場合は、なるべく見積書を徴すること、またなるべく二以上の者から見積書を徴することとされている(予算決算及び会計令第99条の6、都道府県・市町村の規則等)。なお、国と地方公共団体とでは適用される法令や事務の範囲が違うため、完全には一致しない。競争入札の場合は予定価格内最廉価格を落札としなければならない規定がある(会計法第29条の6)が、随意契約については明確に定められていない。しかし、財務省通達^[1]の趣旨に照らし合わせて、競争入札と同様に、予定価格内最廉価格の者と契約すべきであると考えられている。

競争入札と比べて、早期の契約締結(特に一般競争入札では入札者の公募や質問書の受付などのために2ヶ月程度の期間を要する)、手続の簡素化、小規模事業者でも参入可能等のメリットがあるが、予算の効率化、公平性、透明性の点でデメリットがある。

競争入札(きょうそうにゆうさつ)とは、売買・請負契約などにおいて最も有利な条件を示す者と契約を締結するために複数の契約希望者に内容や入札金額を書いた文書を提出させて、内容や金額から契約者を決める方法。主として国や地方公共団体などの公的機関などが行うことが多い。単に入札(にゆうさつ、いれふだ)とも呼ばれる。競争入札によらずに行う契約を随意契約という。

随意契約(ずいけいやく)とは国、地方公共団体などが競争入札によらずに任意で決定した相手と契約を締結すること、及び締結した契約をいう。